

京情審答申第71号
平成22年2月10日

京都府教育委員会
教育長 田原 博明 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己

公文書公開決定、部分公開決定及び非公開決定（不存在等）
に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年5月12日付け1教職第420号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った部分公開決定については、実施機関が非公開と判断した部分のうち、別表1に記載する部分について公開の決定を行うべきである。

本件事案において実施機関が非公開（不存在）とした判断のうち、「寄宿舍指導員・学校図書館司書の採用計画」中寄宿舍指導員の採用計画については、非公開（不存在）決定を取り消し、別表2に記載する公文書のうち寄宿舍指導員の定数見込みを記載した部分及びほかの同様の公文書を特定の上、公開又は非公開の決定を行うべきである。

実施機関のその余の判断は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成20年10月28日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 実施機関は、平成20年11月11日、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上、平成20年12月12日、条例第10条第1項及び第2項の規定により別紙2の番号1から4まで及び別紙3の番号1から11の公文書公開決定処分、別紙2の番号5から16まで及び別紙3の番号12から16までの公文書部分公開決定処分並びに別紙2の番号17及び18並びに別紙3の番号17から24までの公文書非公開（不存在）決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書公開決定通知書、公文書部分公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成21年2月10日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記のうち、別紙2に係る処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成21年5月12日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 教員採用選考試験について

教員の採用は「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使し、その権利は国民がこれを享受する。」という憲法の理念に則り、子どもの発達を保障する専門的力量、資質を有する志願者を選考し確保する行為である。教員の採用について、保護者・府民が「どのような教育力量を持った人物を採用してほしいか」の意見を述べ、関与していく道筋が必要である。

教員の採用は、一般公務員の競争試験とは区別され、「選考」によって行われている。「選考」とは、「一定の基準と手続」のもとに、志願者の職務遂行能力を測定するものである。

選考に当たっては、平等取扱いの原則、恣意的採用の禁止、「雇用の安定」と身分保障（有資格者である志願者の立場の尊重）、公正・明朗・適切な選考・採用の実施の原則が遵守されなければならない。これを実証的に点検・吟味する上で、情報の公開が不可欠である。試験内容（筆記試験問題、実技試験、面接技法等）の公開にとどまらず、正解・模範解答、採点・評価基準、総合判定基準の詳細な公開、合否・採用の手続の公開がなされねば、公正で透明な行政運営とは程遠いこととなる。それらの公開によって、教員選考の改革が始まるのである。

2 本件処分について

(1) 「筆記試験の全問題（一般教養・専門教科・小論文）の採点基準（模範解答・配点を含む）に関する情報」について

実施機関は、「小論文」の採点・評価基準の文書として「平成20年度小論文」及び「平成21年度小論文」の公開決定を行ったが、「小論文」の模範解答は不存在決定が行われている。また、公開決定された当該文書は極めて大綱的なものであり、実際の採点にあたる担当者にとっても、採点・評価の対象となる受験者にとっても、「基準」としては非常に分かりにくいものであるとともに、当該文書のみで小論文の採点を行う場合、採点者の一定の主観や価値観が入ってしまうことは避けられず、採点に個人差ができ、受験者からみれば、誰に採点されたかによって有利・不利が生じることとなる。さらに、当該文書中に、小論文の採点基準として「採点項目について著しく記述できていない者」を「C」評価と

することが記載されているが、「C」評価にあたるかどうかのみを判定することが小論文試験の目的とするならば、なぜ「C」評価以外の者を「A」「B」に分けて評価する必要があるのか不明である。小論文の採点基準について、「ABC」の三つのランクに分けて設定されていることの合理的な理由が説明されておらず、「A」「B」に分けるためのさらに詳細な基準や模範解答が存在するはずである。

- (2) 「一次試験における大阪府等との共同作問の経過と取扱いに関する情報」について

実施機関は、大阪府等との協議についての文書として「教員採用選考試験問題の共同作成に係る実務担当者会議」の公開決定を行ったが、請求内容を「大阪府と同じ問題を出題した意図について記載された文書」などに狭めることによって対象となる文書を少なくしようとしているのではないかという疑いの余地が残る。また、実施機関は、試験問題の精度を上げ、かつ、試験問題作成者の負担軽減を図るために共同作問の試行に参加しており、バンク登録されている問題を用いた場合には、当該問題に対して京都府としての総括は行われていてしかるべきである。

- (3) 「個人面接・集団面接の内容・運営・評価基準に関する情報」、「面接官用の「質問事項（具体例・禁止事項などを含む）マニュアル」「評価記入用紙」に関する情報」、「面接官の構成と面接グループごとの受験番号に関する情報（固有名詞を除く）」及び「個人面接の内容と評価基準、評価区分に関する情報」について

今回請求しているものは、各面接における全発問ではなく、質問例である。既に公開決定された「平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験委員説明会について」中の「面接技法説明資料」では、「基本質問と関連質問」の項において、「面接において質問の効果を高めるためには、応答の内容に応じて更に突っ込んだ質問をすることが望ましい」とし、「まず、基本となる質問を行い、それに対する受験者の答えに応じて話を発展させるように関連質問をし、回答によって必要があれば、繰り返し関連質問を行って、より確かな情報を得られるようにするとよい」と記載されている。今回実施機関が非公開の決定をした各文書中の「面接における質問例」は、「基本質問」にあたると思われる。各面接中に行われる「関連質問」の内容は、受験者の回答によって異なるものにならざるを得ず、面接官によっても関連質問の内容は異なるため、当該質問例は実際に行われる全質問の中ではごく一部に過ぎず、当該質問例を公開したからといって、受験者が事前の周到な準備をすることが可能となり、準備された答えから

は受験者の本質を見抜くことが困難になるという事態には到底なり得ない。

また、当該質問例が実際に面接試験において受験者に問う問題そのものであるからこそ、検証の対象として取り扱えるよう公開すべきである。教員採用選考試験全体に占める面接試験のウェイトは大きく、「複数年にわたり使用していくものである」ということを理由に各面接試験の質問例が公開されないということになれば、教員採用選考試験の公正性・妥当性を検証する重要な手がかりが永久に秘匿されることにもなりかねず、それは、府民の知る権利や情報公開条例の精神に反する。

さらに、面接試験の質問例は、全国ですでに公開が始まっており、公開することで「教員採用選考試験の遂行に支障を及ぼすおそれがある」という理由は、すでに公開している自治体が出てきていることに鑑みても、根拠のない「おそれ」である。

(4) 「教育実践力テストの内容（お題）と評価基準、評価区分に関する情報」について

実施機関から、当該情報に係る公文書として、学校種別等を示す記載事項について公開されたところであるが、公開された内容は各校種・教科分ともに、外枠と斜線のみで表現した「内容のないもの」であった。当該情報については、京都府情報公開審査会からも「終了した教育実践力テストの課題をこのまま非公開にとどめることは条例の精神からも適当ではなく、できるだけ速やか公開できるように教育実践力テストのあり方を見直すべきである。」旨が答申で示されたところである。

また、文部科学省が行った「平成21年度教員採用等の改善に係る取組事例」の調査によると、2008年夏の時点で模擬授業の課題を公開している自治体は7自治体に広がっている。さらに、これまで使用してきた課題については、既に受験者からの聞き取りなどによって集められた情報を基にした出版物もある中、実施機関が主張する「課題を公開することによって事務に支障が生じる」とは言えない。課題の発問としての適・不適の検証、「例」に挙げられていない課題がどのように出題されているか、その適・不適などを府民的に検証する方途を塞ぐような実施機関の決定には同意できない。

(5) 「寄宿舎指導員・学校図書館司書の採用計画」について

実施機関は、「特別支援学校の寄宿舎指導員の定数が児童生徒数の増減により大きく変動するため、作成していない」とし、不存決定を行っているが、「児童生徒数の変動」があるからこそ、「定数」に関する見通しと計画を持つのが教育行政の役割・責務であ

り、現に定数内臨時的任用の寄宿舍指導員の定数が3割にも達している不正常的な状況を是正する採用計画が用意されるべきである。

また、寄宿舍指導員の採用計画については、文部科学省に対して教員の採用に関する概要的な計画が実施機関から報告されている事実に照らして、「不存在」ということは信じ難く、文書の表題が「寄宿舍指導員採用計画」とはなっていないなくても、現状を整理し、採用や人事配置の考え方をまとめた文書が存在するのではないかと推量される。寄宿舍教育の条件確保に責任を負うべき行政としての判断や方針が無いとは考えられない。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 教員採用選考試験について

教員という職は、児童生徒の人格形成の過程に直接関わる重要な役割を担っており、その特殊性と職責を考慮し、本府においては従来から「人物重視」の選考を行ってきたところである。公開請求に係る平成20年度及び平成21年度教員採用選考試験においても、多種多様な内容で試験を実施し、その結果を総合的に判定し、知識のみならず、人間性や社会性、専門性等、幅広い能力・適正を有する教員としてふさわしい人材を選考したところである。

2 本件処分について

(1) 「筆記試験の全問題（一般教養・専門教科・小論文）の採点基準（模範解答・配点を含む）に関する情報」について

小論文の模範解答については、例年作成しておらず、採点についても、公開決定した採点基準のみで行い、A B Cの3段階評価を行っている。

第1次試験における小論文の位置付けは、ある程度の文章能力があり、常識的な考え方ができるかどうかを確認するために実施している試験であり、「採点項目について著しく記述できていない者を不合格とすること」を目的に実施しているため、詳細な基準や模範解答については必要ないと考えている。

よって、公開決定したほかに詳細な観点や規定について記された基準等の文書はない。

(2) 「一次試験における大阪府等との共同作問の経過と取扱いに関する情報」について

第一次試験における大阪府等との共同作問の経過と取扱いに関する情報について、存在する文書はすべて公開又は部分公開の決定を行った。近畿府県との共同作問の取組は、受験者の試験問題の持ち帰り等により情報公開が進んできた経過を受けて、問題の精度を上げ、かつ、問題作成者の負担軽減を図るために、平成18年度より試行的に実施しているものであり、参加府県市が持ち寄った問題をバンク登録し、その中から府県市の責任により試験問題として使用できるというシステムとなっている。

よって、「同じ問いを出題した意図」などはなく、また、「結果の分析」についても、行う必要性がなく実施していないため、公開決定したほかに公文書はない。

- (3) 「個人面接・集団面接の内容・運営・評価基準に関する情報」、「面接官用の「質問事項（具体例・禁止事項などを含む）マニュアル」「評価記入用紙」に関する情報」、「面接官の構成と面接グループごとの受験番号に関する情報（固有名詞を除く）」及び「個人面接の内容と評価基準、評価区分に関する情報」について

第一次面接試験及び第二次面接試験の質問例については、「実施要領」に記載されているものであり、面接委員全員に配付の上、説明を行い、内容について徹底を図っているものであるが、当該質問例は実際に面接試験において受験者に問う質問例そのものであり、また、複数年にわたり使用していくものであるため、公開する必要性はないと考える。

また、当該質問例を公開することにより、受験者が事前に周到な準備をすることが可能となり、事前に準備された答えからは受験者の本質を見抜くことが困難であり、教員採用選考試験の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、部分公開決定を行ったものである。

- (4) 「教育実践力テストの内容（お題）と評価基準、評価区分に関する情報」について

教育実践力テストでは、原則各受験者ごとに異なった課題を出題しており、今後の試験において課題の更新や差し替えが困難であることから、課題を公開することにより、受験者等が事前に対策を立てることが可能となり、受験者を公平に評価することができなくなるおそれがあるため、部分公開決定を行ったものである。

- (5) 「寄宿舍指導員・学校図書館司書の採用計画」について

「寄宿舍指導員の採用計画」については、特別支援学校の寄宿舍指導員の定数が児童生徒数の増減により大きく変動することか

ら、当該職員を採用する場合には協議を行うが、採用しない場合には協議を行わないため、請求のあった公文書については存在せず、非公開（不存在）決定を行ったものである。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

したがって、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈しなければならない。

また、このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

- (1) 「筆記試験の全問題（一般教養・専門教科・小論文）の採点基準（模範解答・配点を含む）に関する情報」について

実施機関は「平成20年度小論文」及び「平成21年度小論文」を対象文書として特定し、当該対象文書について公開決定を行うとともに、当該対象文書以外の文書は作成していないとして、小論文の詳細な基準や模範解答については非公開（不存在）決定を行った。

異議申立人は、当該対象文書には、小論文の採点基準として、「著

しく記述できていないもの」を「C」評価とすることが記載されているが、「C」評価にあたるかどうかのみを判定することが小論文試験の目的とするならば、なぜ「C」評価以外のものを「A」「B」に分けて評価する必要があるのか、という疑問を提起している。また、当該対象文書のほかにも、模範解答及び評価基準を記載した公文書があるはずであると主張するので、以下検討する。

実施機関に確認したところ、小論文試験は、ある程度の文章能力があり、常識的な考え方ができるかどうかを確認するものであり、実施機関の指定した採点項目について著しく記述できていない者を不合格とすることを目的に実施しているため、詳細な基準や模範解答については作成していないとのことであった。

また、「A」「B」「C」に分けて評価している理由としては、小論文の問題は、2つの採点項目についての記述を求める出題にしておき、その採点は、2人1組に分かれた採点者が、2つの採点項目について記述できていればA判定、1つの項目について記述できていればB判定、2つの採点項目についていずれも記述できていなければC判定とするが、採点者間で判断が分かれた場合又はC判定の場合には、10名全員で再度点検を行うため、当該点検を行う上でもA B Cの3段階評価をしているとのことであった。

多数の小論文を採点する際に、当該事務の効率化を図る上でこのような3段階評価による採点方法を採用することは不合理ではなく、また、このような採点方法を採用していること及び小論文の性質上から詳細な基準や模範解答は必要としないと考えられるため、実施機関の主張に不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が特定し公開決定を行った「平成20年度小論文」及び「平成21年度小論文」以外に、模範解答及び評価すべき方策について記載された公文書については不存在であると考えることが相当であり、実施機関の判断は妥当である。

(2) 「一次試験における大阪府等との共同作問の経過と取扱いに関する情報」について

実施機関は「教員採用選考試験実務担当者会議について(5月分)」及び「教員採用選考試験実務担当者会議について(10月分)」を対象文書として特定し、当該対象文書について公開決定を行うとともに、「教員採用選考試験実務担当者会議の開催について(平成19年5月開催分)」、「教員採用選考試験問題の共同作成に係る実務担当者会議の開催について(平成19年10月開催分)」、「教員採用選考試験実務担当者会議の開催について(平成20年2月開催分)」、「教員採用試験問題の共同作成に係る実務担当者会議の開催について(回答)(平成20年5月開催分)」、「教員採用試験問題の共同作成に係る実務担当者会議の開催について(回答)(平成20

年10月開催分)」及び「近畿共同問作会議への問題の提出について」を対象文書として特定し、当該対象文書について部分公開決定を行った。

異議申立人は、実施機関が公開又は部分公開決定を行った当該対象文書のほかに、大阪府等と同じ問いを出題した意図を記載した公文書及び当該問題に対する結果の分析等を行った公文書がある旨主張するものと解されるので、以下検討する。

なお、部分公開決定処分において非公開とされたのは、当該対象文書中、各種様式のうち、メールアドレスの記載部分であるが、当該部分については、異議申立ての範囲に含めない旨、異議申立人から説明があったことから、判断しない。

実施機関に確認したところ、大阪府等との共同作問の取組は、受験者の試験問題の持ち帰り等により、情報公開が進んできた経過を受けて、問題の精度を上げ、かつ、問題作成者の負担軽減を図るために平成18年度より試行的に実施しているものであり、参加府県市が持ち寄った問題をバンク登録し、府県市の責任により試験問題として使用できるというシステムとなっており、意図的に同じ問いを出題しようとした訳ではないとのことであった。

また、分析結果については、異議申立人が、「実施機関は、試験問題の精度を上げ、かつ、試験問題作成者の負担軽減を図るために共同作問の試行に参加しており、バンク登録されている問題を用いた場合には、当該問題に対して京都府としての総括は行われてしかるべき」旨を主張しているため、実施機関に確認したところ、科目ごとの平均点は算出するが、個々の問題の正答率は分析していないため、公開決定をしたほかに文書はないとのことであり、異議申立人の主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、大阪府との共同作問の結果の分析等を行った公文書については、実施機関が公開決定を行った当該公文書並びに部分公開決定を行った当該公文書以外に存在しないと考えることが相当であり、実施機関の判断は妥当である。

- (3) 「個人面接・集団面接の内容・運営・評価基準に関する情報」、「面接官用の「質問事項（具体例・禁止事項などを含む）マニュアル」「評価記入用紙」に関する情報」、「面接官の構成と面接グループごとの受験番号に関する情報（固有名詞を除く）」及び「個人面接の内容と評価基準、評価区分に関する情報」について

(7) 対象文書について

対象文書は、「平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験委員説明会について」、「平成21年度京都府公

立学校教員採用選考試験第1次面接試験委員説明会について」、「平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について」及び「平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について」である。

実施機関が非公開としたのは、「平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験委員説明会について」及び「平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験委員説明会について」の文書中、「1次面接実施要領」のうち、面接における質問例（各見出し部分を除く。）を記載した部分並びに「平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について」及び「平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について」の文書中、「個人面接試験資料（第2次試験用）のうち、面接における質問例（各見出し部分を除く。）及び「教育実践力テスト資料（第2次試験用）」のうち、教育実践力テスト後の個人面接における基本質問例（各見出し部分を除く。）を記載した部分である。

(イ) 条例第6条第5号について

条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

(ウ) 条例第6条第5号該当性について

実施機関は、質問例又は基本質問例という名称ではあるが、実際にはその質問により試験をしているため、公開すると面接試験での質問そのものを試験前に公にすることになる。質問例の種類も少なく、公開すると受験者が準備してくることが可能になり、面接試験の遂行に著しく支障が生じると主張する。

確かに、対象文書に記載の面接における質問例のうち、「教育公務員としての心構えと識見について」、「教育問題・教育時事について」及び「場面对応について」並びに教育実践力テスト後の個人面接における基本質問例の各質問例には、教育分野に特化された内容が記載されており、質問例の補充も厳しい中、当該質問例を公開すれば、受験者が教育分野に特化された当該質問例に対する具体的な回答を事前に準備することが可能となり、事前に準備された回答からは、面接試験

の目的である受験者の人柄等の判定及び受験者が臨機応変に対応できるかどうかの確認ができず、教員採用選考に係る事務に支障が生じるおそれがあるため、非公開もやむを得ないと判断する。

しかしながら、対象文書に記載の「面接における質問例」のうち、「導入のための質問」、「受験者本人に関すること」及び「意欲・教員としての資質」の質問例については、採用面接において一般的にされる質問であり、受験者が容易に予想がつくものと考えられるため、公開しても教員採用選考に係る事務に著しい支障が生じるとは認められない。したがって、この部分は公開すべきである。

なお、「面接における質問例」のうち、「教育公務員としての心構えと識見について」、「教育問題・教育時事について」及び「場面对応について」並びに「教育実践力テスト後の個人面接における基本質問例」についても既に質問例の蓄積が一部の受験者において行われていると考えられるため、受験者間の不公平が生じないように、教員採用選考試験実施要項等で個人面談の設問範囲及び設問のねらい等について記載を行うなどにより、情報提供に努めるべきである。

(4) 「教育実践力テストの内容（お題）と評価基準、評価区分に関する情報」について

(ア) 対象文書について

対象文書は、「平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における教育実践力テストの実施について」及び「平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における教育実践力テストの課題について」、「平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について」及び「平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について」である。

実施機関が非公開としたのは、「平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における教育実践力テストの実施について」及び「平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における教育実践力テストの課題について」中、第2次試験教育実践力テストの課題のうち、具体的課題例（各見出し部分を除く。）を記載した部分である。

なお、対象文書のうち、「平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について」及び「平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について」中において、実施機関が非公開とした「個人面接試験資料（第2次試験用）」のうち、面接における質問例

(各見出し部分を除く。)及び「教育実践力テスト資料(第2次試験用)」のうち、教育実践力テスト後の個人面接における基本質問例(各見出し部分を除く。)については、既に(3)で前述したとおりである。

(イ) 条例第6条第5号について

条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

(ウ) 条例第6条第5号該当性について

実施機関は、教育実践力テストでは、原則各受験者ごとに異なった課題を出題しており、今後の試験において課題の更新や差し替えが困難であることから、課題を公開することにより、受験者等が事前に対策を立てることが可能となり、受験者を公平に評価することができなくなるおそれがある旨主張した上で、「終了した教育実践力テストの課題をそのまま非公開にとどめることは条例の精神からも適当ではなく、できるだけ速やかに教育実践力テストのあり方を見直すべきである」という前回の当審査会の答申を踏まえ、平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験の教育実践力テストでは、試験的な試みとして、具体的課題例を例年の3分の1程度に減らして実施するなど、現在、教育実践力テストの実施方法の改善に向けて取り組んでいるところであるとのことであった。

しかしながら、現段階においても、現在の教育実践力テストの実施方法を次回の教員採用選考試験で行わざるを得ない状況であり、平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験の教育実践力テストで既に使用した課題を来年度においても使用せざるを得ないとすると、本件処分において非公開とした課題を公開することにより、受験者が事前に対策を立てることが可能となるため、受験者を適切に評価することができなくなり、教育実践力テストの事務の適正な遂行について支障があると認められることから、現段階においては、条例第6条第5号に該当すると認められ、非公開もやむを得ないと判断する。

ただし、教育実践力テストの課題については、既に課題の蓄積が一部の受験者において行われていると考えられる。したがって、実施機関においては、受験者間の不公平が生じないようにするため、当該テスト中、受験者同士が接触する機

会を無くし、受験者間で課題が伝わらないようにするなど、実施方法について工夫することにより、各年度の試験で使用する課題数を減らすよう努めた上で、各年度において、教員採用選考試験の実施後には、教育実践力テストで使用した課題を公表できるような体制を早急に整えるように求める。

(5) 「寄宿舍指導員・学校図書館司書の採用計画」について

異議申立人は、「寄宿舍指導員・学校図書館司書の採用計画」中寄宿舍指導員の採用計画について、採用や人事配置の考え方をまとめた公文書がある旨主張するので、以下検討する。

なお、学校図書館司書の採用計画については、異議申立人に確認したところ、異議申立ての対象としないとのことであったので、判断しない。

実施機関に確認したところ、当該職員を採用する場合には協議を行うが、採用しない場合には協議を行わないため、表題が寄宿舍指導員の採用計画という公文書は存在しないとのことであった。

しかし、さらに確認したところ、別表2の文書に含まれる「寄宿舍指導員の定数見込調」を毎年度、文部科学省に提出し、寄宿舍指導員の増減の見込みなしという報告を行っているとのことである。実施機関は、当該調べは定数見込みの報告であり、寄宿舍指導員の採用計画には当たらないと主張するが、採用計画を立てる場合には、定数を決めなければならず、実施機関が文部科学省に提出している当該定数見込みは、寄宿舍指導員を増やさないという実施機関の方針を示すものである。

したがって、当該調べは採用計画の一部をなすものと考えられるため、異議申立人の請求の対象に含まれるものと判断する。

以上のことから、実施機関が行った不存在決定を取り消し、別表2に記載する公文書のうち寄宿舍指導員の定数見込みを記載した部分及びほかの同様の公文書を特定の上、改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

<別表 1 >

公開すべき部分

以下の文書中、「面接における質問例」のうち、「導入のための質問」、「受験者本人に関すること」及び「意欲・教員としての資質」における質問例

- ・「平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験委員説明会について」
- ・「平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験委員説明会について」
- ・「平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について」
- ・「平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について」

<別表 2 >

- ・平成20年度公立義務教育諸学校の教職員定数等に関する資料の提出について
- ・平成20年度公立高等学校の教職員定数に関する報告書の提出について

<公文書公開請求に係る請求内容>

- 1 筆記試験の全問題（一般教養・専門教科・小論文）の採点基準（模範解答・配点を含む）に関する情報
- 2 個人面接・集団面接の内容・運営・評価基準に関する情報
- 3 面接官用の「質問事項（具体例・禁止事項などを含む）マニュアル」「評価記入用紙」に関する情報
- 4 面接官の構成と面接グループごとの受験番号に関する情報（固有名詞を除く）
- 5 部活動・ボランティア経験・社会人経験などの考慮、講師経験に対する考慮に関する情報
- 6 一次試験における大阪府等との共同作問の経過と取扱いに関する情報
- 7 専門教科・小論文の問題及びその採点基準を保有し公開することにした回議・決裁文書
- 8 個人面接の内容と評価基準、評価区分に関する情報
- 9 教育実践力テストの内容（お題）と評価基準、評価区分に関する情報
- 10 個人面接の発問内容、教育実践力テストの「お題」、実技試験の内容の作成・決定を行っている機構・メンバーに関する情報（個人の固有名詞を除く）
- 11 一次試験一部免除者の前年度一次試験成績の取扱いをどう定めたかに関する情報
- 12 年齢・性別、講師経験に対する考慮に関する情報
- 13 最終的な合否判定基準に関する情報
- 14 校長による具申制度に関する情報
- 15 受験年齢制限の全国的実態に関する情報
- 16 受験年齢に関する現行の規定を定めた際の回議・決裁文書
- 17 京都府教育委員会の求める教員像に関する情報（HPと同様の情報は除く）
- 18 教員採用選考試験のあり方についての検討に関する情報
- 19 教員採用選考試験に関する個人情報開示請求手続きの簡素化についての検討経過に関する情報
- 20 今後の臨時教職員の任用数の見通しに関する情報
- 21 臨時的任用・非常勤教職員の任用に関する法的根拠と実際の任用（希望者・候補者への周知や選考の手順など）に関する情報（HPと同様の情報は除く）
- 22 寄宿舎指導員・学校図書館司書の採用計画
- 23 京都府の教員採用選考試験をめぐって過去に実際にあったとされる「選考結果の事前通知」の事例や件数に関する情報

(備考)

- 1 1～6については平成20年度及び21年度教員採用選考試験における第一次試験に関するもの
- 2 7については平成21年度教員採用選考試験における第一次試験に関するもの
- 3 8～14については平成20年度及び21年度教員採用選考試験における二次試験に関するもの
- 4 15～19については平成20年度及び21年度教員採用選考試験におけるもの

＜異議申立ての対象となった処分＞

番号	特定した公文書	決定内容	非公開部分の概要	該当請求項目
1	平成20年度小論文	公開		1
2	平成21年度小論文	公開		1
3	教員採用選考試験実務担当者会議について(5月分)	公開		6
4	教員採用選考試験実務担当者会議について(10月分)	公開		6
5	平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験委員説明会について	部分公開	・1次面接実施要領のうち、面接における質問例(各見出し部分を除く。) 【条例第6条第5号該当】	2 3 4
6	平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験委員説明会について	部分公開	・1次面接実施要領のうち、面接における質問例(各見出し部分を除く。) 【条例第6条第5号該当】	2 3 4
7	教員採用選考試験実務担当者会議の開催について(平成19年5月開催分)	部分公開	・別紙出席者等報告様式のうち、メールアドレス 【条例第6条第5号該当】	6
8	教員採用選考試験問題の共同作成に係る実務担当者会議の開催について(平成19年10月開催分)	部分公開	・別紙出席者等報告様式のうち、メールアドレス 【条例第6条第5号該当】	6
9	教員採用選考試験実務担当者会議の開催について(平成20年2月開催分)	部分公開	・通知文及び別紙出席者等報告様式のうち、メールアドレス 【条例第6条第5号該当】	6
10	教員採用試験問題の共同作成に係る実務担当者会議の開催について(回答)(平成20年5月開催分)	部分公開	・通知文及び別紙出席者等報告様式のうち、メールアドレス 【条例第6条第5号該当】	6
11	教員採用試験問題の共同作成に係る実務担当者会議の開催について(回答)(平成20年10月開催分)	部分公開	・通知文及び別紙出席者等報告様式のうち、メールアドレス 【条例第6条第5号該当】	6
12	近畿共同問作会議への問題の提出について	部分公開	・問題番号を除く問題及び解答案 【条例第6条第5号該当】	6

番号	特定した公文書	決定内容	非公開部分の概要	該当請求項目
13	平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> 個人面接試験資料（第2次試験用）のうち、面接における質問例（各見出し部分を除く。） 【条例第6条第5号該当】	8
			<ul style="list-style-type: none"> 教育実践力テスト資料（第2次試験用）のうち、教育実践力テスト後の個人面接における基本質問例（各見出し部分を除く。） 【条例第6条第5号該当】	8 9
14	平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> 個人面接試験資料（第2次試験用）のうち、面接における質問例（各見出し部分を除く。） 【条例第6条第5号該当】	8
			<ul style="list-style-type: none"> 教育実践力テスト資料（第2次試験用）のうち、教育実践力テスト後の個人面接における基本質問例（各見出し部分を除く。） 【条例第6条第5号該当】	8 9
15	平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における教育実践力テストの実施について	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> 第2次試験教育実践力テストの課題のうち、具体的課題例（各見出し部分を除く。） 【条例第6条第5号該当】	9
16	平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験における教育実践力テストの課題について	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> 第2次試験教育実践力テストの課題のうち、具体的課題例（各見出し部分を除く。） 【条例第6条第5号該当】	9
17	平成19年実施試験の専門教科の模範解答及び配点並びに平成19年・20年実施試験の小論文の模範解答	非公開 (不存在)		1
18	寄宿舎指導員・学校図書館司書の採用計画	非公開 (不存在)		22

<異議申立ての対象となっていない処分>

番号	特定した公文書	決定内容	非公開部分の概要	該当請求項目
1	平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験一般教養解答	公開		1
2	「平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験」第1次試験筆記試験の試験問題・解答用紙・解答例について	公開		1
3	教員採用選考試験に係る広報資料について	公開		7
4	「平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験」第1次筆記試験の試験問題・解答用紙・解答例について	公開		7
5	平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験について	公開		11 18
6	平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験について	公開		11 18
7	平成20年度京都府公立学校教員採用候補者名簿登載者の決定について	公開		11 13
8	平成21年度京都府公立学校教員採用候補者名簿登載者の決定について	公開		11 13
9	教員採用の在り方に関する検討会議について	公開		18
10	公立学校教員採用選考試験結果の簡易開示に関する内規の改正について	公開		19

番号	特定した公文書	決定内容	非公開部分の概要	該当請求項目
11	京都府教育委員会における講師採用の流れ	公開		21
12	平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接の面接委員の委嘱について	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度教員採用選考試験第1次面接 面接委員（案）のうち、所属及び職名のうち氏名が特定されるおそれがあるもの 【条例第6条第5号該当】	2 3 4
13	平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次面接試験面接委員の委嘱について	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> 面接委員日程割振一覧のうち、所属及び職名のうち氏名が特定されるおそれがあるもの 【条例第6条第5号該当】	2 3 4
14	平成20年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験（筆記試験）における一部試験免除について	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> 対象者一覧のうち、受験番号及び氏名 【条例第6条第1号該当】	11
15	平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験（筆記試験）における一部試験免除について	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> 対象者一覧のうち、受験番号及び氏名 【条例第6条第1号該当】	11
16	平成21年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験に係る合否判定会議について	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度教員採用選考試験判定資料のうち個人を推認させる記載事項 【条例第6条第1号該当】	11 13
17	部活動・ボランティア経験・社会人経験などの考慮、講師経験に対する考慮に関する情報	非公開 (不存在)		5

番号	特定した公文書	決定内容	非公開部分の概要	該当請求項目
18	個人面接の発問内容、教育実践力テストの「お題」、実技試験の内容の作成・決定を行っている機構・メンバーに関する情報（個人の固有名詞を除く）	非公開 (不存在)		10
19	年齢・性別、講師経験に対する考慮に関する情報	非公開 (不存在)		12
20	校長による具申制度に関する情報	非公開 (不存在)		14
21	受験年齢制限の全国的実態に関する情報	非公開 (不存在)		15
22	受験年齢に関する現行の規定を定めた際の回議・決裁文書	非公開 (不存在)		16
23	今後の臨時教職員の任用数の見通しに関する情報	非公開 (不存在)		20
24	京都府の教員採用選考試験をめぐって過去に実際にあったとされる「選考結果の事前通知」の事例や件数に関する情報	非公開 (不存在)		23

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 5月12日	諮問書の受理
平成21年 6月11日	実施機関の理由説明書の受理
平成21年 6月29日	異議申立人の意見書の受理
平成21年 7月21日	第1回審査会
平成21年 8月21日	第2回審査会
平成21年 9月18日	第3回審査会
平成21年10月21日	第4回審査会
平成21年11月13日	第5回審査会
平成22年 1月12日	第6回審議会
平成22年 2月 9日	答 申